

特定事業所集中減算Q&A(横須賀市指導監査課)

No	区分	質問	回答
1	確認書	確認書は、居宅サービス計画に位置付けられた全てのサービスについて利用者から得る必要があるのか。	居宅サービス計画に位置付けられたサービスのうち紹介率最高法人の紹介率が80%を超えたサービスについて、ガイドライン「1 説明対象利用者の範囲」に該当する全ての利用者からあらかじめ適正な確認書を得ていた場合には、正当な理由があるものとして取り扱う。 ただし、介護支援専門員は、運営基準により、利用者又はその家族に対し、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの情報等を適正に提供することから、特定事業所集中減算の適用の有無にかかわらず、十分な説明等を行ったこととして確認書等を用いることが望ましい。
2	確認書	確認書を得るタイミングは、報告書を作成するときか。	確認書は、ガイドライン「1 説明対象利用者の範囲」に該当する全ての利用者からあらかじめ得る必要がある。
3	判断基準	判断基準1に関し、開設法人数が分からない場合はどうしたらよいか。	介護支援専門員は、介護給付等対象サービスを含め地域における社会資源を常に把握する必要がある、「介護情報サービスかながわ」や事業所に直接問い合わせるなどにより必要な情報を自ら把握すること。
4	判断基準	訪問介護の「早朝・夜間・深夜にサービスを行うことを運営規程に定めている」とあるが、どのように把握すればよいか。	
5	確認書	確認書に記載すべき選択理由として、例えば「主治の医師からの指示により選定した。」との理由は、妥当であるか。	選択理由は、個々の利用者により異なるものであるが、介護支援専門員の適正な説明のもと、利用者が別法人の5以上の事業所を比較検討した上で、当該事業所を選択するに至った理由を具体的に記載する必要があり、単に「主治の医師からの指示により選定した。」との理由のみでは、介護支援専門員から適正な説明を受けて当該事業所を選択したものとは認められない。(問6を併せて参照)
6	確認書	実際には、利用者が事業所を選択するに当たって、近隣であることや知人が利用していることなどが選択理由として多く、確認書(記載例)にあるような選択理由を利用者から徴することは難しいと考える。そこで、例えば、選択理由を箇条書きにし、当てはまるものに丸を付するという方法は可能であるか。	介護支援専門員は、利用者又はその家族が事業所を選択するに当たって、利便性や利用者の希望等だけではなく、利用者の抱える課題解決に資するサービスを提供している事業所についても、パンフレット等を用いて利用者が選択できるように説明する必要があり、その選択理由は、個々の利用者により異なるものである。 したがって、選択理由を箇条書きにすることは、その内容が一律に同様となっているため、適正な確認書を徴したとは認められない。

特定事業所集中減算Q&A(横須賀市指導監査課)

No	区分	質問	回答
7	報告書	提出期限を超過して市に報告書を提出したときは、「正当な理由」があったとしても減算が適用されるのか。	貴見のとおり。
8	体制届	前期分(前年度後期分)までは減算が適用されていたが、今期分からは減算が解消した場合で、提出期限までに体制届を提出しなかったときは、減算が適用されるのか。	
9	判断基準	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に関し、ある事業所が当該実施地域について「応相談」としている場合は、当該事業所は事業所数にカウントしなくてよいか。	貴見のとおり。
10	確認書	「1 説明を受けた居宅サービス事業所名及び法人名」には、1法人について1事業所以上、合計で5事業所以上を記載すればよいのか。	貴見のとおり。
11	報告書	サービスを位置付けているプランの数が1件しかなく、これについて「正当な理由」の判断基準4に該当すると思われるが、この場合でも報告書などの必要書類を提出しなければならないのか。 また、この場合、提出期限を超過したときは、当該サービスを位置付けているプランだけでなく、事業所のすべての居宅介護支援が減算として取り扱われるのか。	貴見のとおり。紹介率が80%を超えたことについて正当な理由に当たるかどうかは、市で判定することとなる。したがって、紹介率が80%を超えたときは、正当な理由があると考えられる事業所であっても、提出期限までに必要書類を提出すること。紹介率が80%を超えているにもかかわらず、期限までに必要書類を提出しないときは、正当な理由があったとしても、すべて特定事業所集中減算として取り扱う。
12	報告書	新規指定事業所のため実績が少ないが、紹介率が80%を超えていれば、必要書類を提出するのか。	
13	報告書	プランの集計が間に合わないので、とりあえず期限までに暫定的な報告書等を提出し、後日、正式な報告書等に差し替えることは可能か。	提出期限の経過後に書類を差し替えることは認めない。内容をよく精査し、期限までに提出すること。
14	判断基準	いわゆる暫定プランの利用者についてはカウントするのか。	貴見のとおり。

特定事業所集中減算Q&A(横須賀市指導監査課)

No	区分	質問	回答
15	判断基準	<p>訪問介護について、プラン作成時点では早朝・夜間・深夜のサービスを行うことを位置付けていない利用者について、次の場合にそれぞれ「「正当な理由」の判断基準5（1）」に該当するのか。</p> <p>(1) 緊急時に早朝・深夜・夜間のサービスを利用する可能性がある場合</p> <p>(2) 実際に緊急時に早朝・夜間・深夜のサービスを行い、利用票の差し替えを行った場合</p>	<p>プラン作成時点で早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性を位置付けていないことから、いずれも「「正当な理由」の判断基準5（1）」に該当しない。</p> <p><考え方></p> <p>実際に早朝・夜間・深夜にサービスを利用するかどうかではなく、利用者の状態像などから、緊急時にこれらの時間帯にサービスを利用する可能性があり、かつ、プランの作成時にその必要性を位置付けている場合であって、指定訪問介護事業所がこれらの時間帯をサービス提供時間としているか、又はこれらの時間帯をサービス提供時間としていなくても、急な呼び出しに対応でき、実際にサービス提供可能な体制を整えているときは、「「正当な理由」の判断基準5（1）」に該当する場合もあると考えられる。</p>
16	報告書	<p>①当該ガイドライン及び確認書は特定事業所集中減算のみに用いる関連書類なのか。それとも、居宅介護支援事業所の業務において必ず適用しなければならない書面なのか。</p> <p>特定事業所集中減算のみの適用であれば、当該確認書が必要な事業所種別は、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の4種類のサービスのみでよいか。</p> <p>②当該確認書における利用申込者からの署名は、アセスメントを行い、サービス担当者会議の開催までに得るものであると考えるが、事情により得ることができなかった場合、サービス担当者会議と同時に署名を得ても差支えないか。</p>	<p>①「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」及び「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」は、特定事業所集中減算の「正当な理由の判断基準」の5の（2）の判断基準の判定にのみ適用されるものである。よって、適用されるサービスは、特定事業所集中減算の対象サービスである訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のみである。</p> <p>②当該確認書における利用申込者からの署名は、アセスメントを行い、「事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン」に基づいた取り扱いによって利用申込者に複数の事業所を提示したうえで、利用申込者が事業所の選択をした際に得るものである。よって、医療機関を退院後、在宅生活を継続するため、速やかにサービスの提供を要する場合は、サービス担当者会議の場で署名を得ることもやむを得ないとするが、原則として、利用者のアセスメントを行い、複数の法人の設置するサービス事業所を提示のうえ、当該事業所を選定することの署名を得、居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議の開催の日程調整を行うべきである。</p>